

令和4年度 山ノ内町の障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定により、本町における障がい者就労施設等からの物品および役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することについて定めるものとする。

2 適用範囲

この方針は、本町の全ての行政組織が発注可能な物品等に適用する。

3 方針の適用範囲

この方針の策定及び管理は、健康福祉課福祉係において行う。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 在宅就業障がい者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務を行う団体）

5 調達の対象となる物品等

調達の対象となる物品等は、本町が調達する物品等のうち、清掃のほか、障がい者就労施設等が受注することが可能なものとする。

6 調達目標

障がい者就労施設等からの物品等の調達については、物品及び役務の種別ごとに前年度の実績を上回ることを目標とする。

7 調達の推進方法

(1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、全庁的な取組みを推進する。

(2) 障がい者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集するとともに、組織全体でその情報を共有し、障がい者就労施設等への発注に努める。

(3) 障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用するよう努める。

8 調達の方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を作成したときは、町ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績は、翌年度に概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。